

FRF(ニ子リバーサイドフライヤーズ)会員規約

2024年6月1日

総則

第1条【名称】

当クラブは、ニ子リバーサイドフライヤーズ(フタコリバーサイドフライヤーズ)と称する。
略称はFRF(エフアールエフ)とする。

第2条【目的】

当クラブは会員相互の協力により、ラジオコントロールモデルの発展と普及を図ることを目的とする。
常に安全に留意し、温和な操縦を旨として、地域の方々からも快く受け入れられる、奉仕の精神に基づいた品位のあるクラブを目指す。

第3条【ラジコン関連法の理解と遵守】

当クラブ員は飛行に際し、航空法をはじめとするラジコンに係る法律を理解し遵守することとする。

第4条【FRF フライトマニュアル】

- FRF フライトマニュアルは役員会により作成され、随時内容の更新を行う。
- クラブ員は無線操縦に際し、FRF フライトマニュアルの内容を遵守しなければならない。
- 各々の飛行場に於ける操縦機体の制限については、FRF フライトマニュアルに記載する。

第5条【部外ラジコン愛好家への対処と勧誘】

部外者が飛行場の近隣で事故を起こした場合、クラブ員が起こした事故と同等の影響を与える可能性がある。飛行場の近辺で部外者による飛行を見かけたら積極的に話しかけ、現状の法規制やFRFの取り組みについて説明し理解を促すことが望ましい。この行動は、当会員の義務ではなく努力目標とする。
FRFへの勧誘や連絡先の交換などのコミュニケーションを取ることで、経験や技量が不足しがちな部外者による違法な飛行や事故の防止を図る。

第6条【入会資格】

- 当クラブの目的を理解し賛同していること。
- 当クラブの規約を遵守し、入会金と年会費を納入し、役員会により入会を承認された者とする。
- 無人航空機の操縦に際しては、RC保険もしくは傷害保険に必ず加入すること。
- 安全委員から受けた指導には、必ず従うこと。

第7条【入会金・年会費】

- 入会金は4,000円とする。
- 年会費は4,000円とし、会計年度が始まり次第速やかに納入するものとする。
- 顧問・相談役・名誉会員は年会費を無料とする。

第8条【休会】

1. 転勤、病気等のやむを得ない理由により、長期間クラブ員としての活動が困難な場合には、休会を申し出る事が出来る。
2. 休会の期間中は、年会費の支払いを免除する。
3. 休会の期間中は、メーリングリスト/LINE グループにアドレスを残す事を許可する。

第9条【退会】

1. クラブ員は本人の希望により、退会を申し出る事が出来る。
2. 徴収した入会金・年会費は、理由を問わず返却しない。
3. 会費の納付が2年間ない場合は、会員資格を取り消し、退会扱いとする。
4. 退会扱いになり、再入会する場合は入会金の納付を必要とする。

第10条【会長、役員、安全委員の選任と役割】

1. 会長は役員から選出され、役員会により内定し、総会にて出席会員の 1/2 以上の承認を得て選任される。
2. 役員/安全委員は会員から選出され、役員会により内定し、総会にて出席会員の 1/2 以上の承認を得て選任される。
3. 会長の任期は原則3年とし、再選に制限は設けないものとする。
4. 役員、安全委員の任期は1年とし、再選に制限は設けないものとする。
5. 役員は当クラブの活動企画立案、会計事務、規約立案、FRF フライトマニュアル立案、その他クラブ運営に必要な業務を無償で行う。
6. 安全委員は FRF フライトマニュアルを熟知し、安全操縦のために必要なルールの指導を行う。

第11条【会長、役員、安全委員の退任】

1. 会長、役員、安全委員は、本人の希望により退任することが出来る。
2. その場合、遅くとも退任希望日の1ヶ月前までにその旨を役員会に伝えなければならない。
3. 役員会の 3/4 以上が不適任であると判断した場合には、会長、役員、安全委員を退任させることが出来る。

第12条【顧問・相談役・名誉会員】

1. 顧問は当クラブに功労のあった個人が、役員会の推薦により就任する。
2. 顧問は、原則として無線操縦を定期的に行わない方(現役を引退した方)を対象とする。
3. 相談役は広くベテラン・モデラーから役員会の推薦により就任し、役員会の諮問に応え提言を行う。
4. 相談役は、原則として FRF を主な活動の場としない方(外部の方)を対象とする。
5. 名誉会員は、転勤・引越などにより、本クラブ内での無線操縦が困難になった方を対象とする。
6. 名誉会員には、居住地域名の支部長の称号を付与する場合がある。
7. 顧問・相談役・名誉会員は、一般会員と同様にメーリングリスト・会員用ホームページ・LINE グループを利用することが出来る。

第13条【総会】

1. 定例総会は年に1回開催し、役員人事、会計報告/承認、その他運営に関する重要事項について議決する。
2. 臨時総会は、役員会の発意、又は、会員の 1/3 以上の開催要請により役員会が開催する。
3. 総会は委任状を含む会員の 1/2 以上の出席で成立する。

第14条【役員会】

- 1.役員会は必要に応じて開催し、クラブ運営に関する重要事項について議決する。
- 2.臨時役員会は、会長の発意、又は、役員の 1/3 以上の開催要請により開催する。
- 3.役員会は委任状を含む役員の 1/2 以上の出席で成立する。
- 4.役員会の決議は、委任状を含む役員の 2/3 以上の賛同を原則必要とする。

第15条【会計】

- 1.会計の年度期間は、前年の総会から当年の総会までとする。
- 2.(収支決算)当クラブの収支決算は、毎会計年度終了後、総会にて会員の1/2以上の承認を得るものとする。
- 3.定期的な支出以外の経費支出をする場合は、役員役員会1/2以上の承認を得なければならない。
- 4.入会金・年会費等の重要事項の変更を行う場合には、総会にて会員の 1/2 以上の承認を得なければならない。

第16条【会員規約】

- 1.会員規約は役員会により作成され、随時内容の更新を行う。
- 2.会員規約を制定・改定する場合は、会員の 1/2 以上の承認を得なければならない。

附則

- 1.この規約の暫定版を、2019年10月に発表する。
- 2.この規約は、2020年4月のオンライン総会で承認後、2020年5月1日に制定施行する。
- 3.この規約の改定版を、2023年8月に発表する。
- 4.2023年8月のオンライン総会で承認後、2023年9月1日に施行する。
- 5.第10条3項の改定案を2024年6月1日の総会にて承認。同日に施行する。